

令和7年12月吉日

各 位

津 久 井 商 工 会
社)相模原青色申告会
(公 印 省 略)

決算書及び確定申告書作成指導会について(開催)

下記の日程で決算書及び確定申告書作成指導会を開催いたします。申告をされる方は、指導会に合わせてご出席下さるようお願い申し上げます。なお、事務処理の都合上、書面での申告書の提出受付は、令和8年3月16日(月)午前中迄とさせていただきます。(申告期限令和8年3月16日(月))又、消費税申告書提出受付については、令和8年3月31日(火)午前中までとなります。(申告期限令和8年3月31日(火))《裏面お知らせ》

計画的な指導体制を図る為、決算・申告指導会において、完全予約制を導入致します。

日 時:令和8年 2月3日(火)・4日(水)・10日(火)・13日(金)・17日(火)

18日(水)・19日(木)・25日(水)・26日(木)

3月2日(月)～3月16日(月) 『(土・日)を除く』

時 間:10時00分～16時00分(12時～13時を除く)

場 所:津久井商工会館2階

◎持参するもの

- ☆税務署から送られている場合「確定申告のお知らせ」ハガキ。
- ☆令和5・6年分決算書・申告書の控。☆納付書。
- ☆令和7年分決算書・申告書(控も持参)決算書控えに金額の記入をお願いします。
- ☆月別集計表。(12月まで必ず記入のこと)各種帳簿類。令和7年月末棚卸金額。
- ☆専従者、従業員の源泉徴収簿。
- ☆建物、車両、機械、備品等を購入された方は(1個又は1セット10万円以上)明細書。
- ☆令和7年中に支払った国民年金(年金基金)証明書・国民健康保険の支払額。
- ☆医療費のお知らせ・明細書。(医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載)
- ☆生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書。
注)控除証明書が来ているものはすべてお持ち下さい。
- ☆配偶者及び扶養の方に収入が有る場合は収入のわかるもの。
- ☆令和7年分 公的年金等の源泉徴収票、介護保険料の納付証明書、後期高齢者医療保険料納付証明書。
- ☆電子申告の方は、USBが入った青色のファイル一式をお忘れなくお願い致します。

マイナンバー関係

- ☆事業主・専従者・扶養親族の個人番号カード(行政手続きで取得したカード)持っていない場合は、送られている通知カード
- 書面(紙)で提出する場合には申告する方本人の身元(実在)の確認書類(写し)が必要になります。
運転免許証又はパスポートなど➡ない場合は健康保険証・年金手帳など

注)指導会日以外の窓口相談につきましては、職員対応が出来ません。作成指導会開催日時に合せてご相談をお願い致します。

確定申告指導会の完全予約制について！

確定申告の相談待ち時間の短縮・会場の混雑緩和、計画的指導体制を図るため、決算・申告指導会（消費税含む）において、完全予約制で実施いたしております。予約日は以下のカレンダーをご参照ください。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

指導日時：令和8年 2月3日（火）・4日（水）・10日（火）・13日（金）・17日（火）
18日（水）・19日（木）・25日（水）・26日（木）
3月2日（月）～3月16日（月） 『（土・日）を除く』

指導時間：午前 ①10時00分～ ②11時00分～
午後 ③13時00分～ ④14時00分～ ⑤15時00分～

お客様控え【予約日】 月 日（ ） 時

令和8年 2月							令和8年 3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 予約	4 予約	5	6	7	1	2 予約	3 予約	4 予約	5 予約	6 予約	7
8	9	10 予約	11	12	13 予約	14	8	9 予約	10 予約	11 予約	12 予約	13 予約	14
15	16	17 予約	18 予約	19 予約	20	21	15	16 予約	17	18	19	20	21
22	23	24	25 予約	26 予約	27	28	22	23	24	25	26	27	28
							29	30	31				

<注意事項>

- 予約の受付開始は、1月13日（火）午前9時より電話又は窓口にて行います。

※FAXでのお申込みは受付けておりません。TEL:042-784-1744

※予約は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。

- ① 指導時間は一回の予約につき約1時間です。一回のご指導で終わらなかった場合は再度予約になることがあります。（消費税の申告がある方は合わせてお知らせください）
- ② ご相談時間の10分前までにお越しください。ご予約時間を経過してお越しの場合は、お待ち頂くことになります。
- ③ 指導には万全の体制を整える予定ですが、多少お待ち頂く場合もあります。
- ④ 決算書下書きは、ご自分でできる範囲内で集計しておいてください。
- ⑤ 令和7年中に土地・建物の譲渡などして、申告が必要な方は事前に税務署でご相談願います。
- ⑥ 申告以外指導時間でのインボイス制度に関する相談等につきましてはご遠慮ください。